個人情報保護方針

公益社団法人北九州市門司区医師会(以下「本会」という。)は、個人情報が重要な資産であることを理解し、個人情報を正しく扱うことが本会の重要な責務であると考え、以下の個人情報保護方針及び「利用者の個人情報の保護に関する門司区医師会規則」を制定し、確実な履行に努めることを目的とする。

1. 個人情報の収集・利用及び提供について

(1) 収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行う。

(2) 利用・提供の原則

個人情報の利用、提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行う。

2. 開示、訂正請求等への対応

本会は、個人情報について本人から開示の要求があった場合、また個人情報に誤り、変更があって、本人から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応する。

3. 個人情報の適正管理について

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失等を防止するために合理的な措置を講じる。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

本会は、情報管理責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守する。

5. 個人情報保護・管理の継続的改善

本会は、情報管理委員会を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努める。

6. 個人情報に関する問い合わせ

門司区医師会 事務局 093(371)1567

利用者の個人情報の保護に関する門司区医師会規則

1 基本理念

1-1 門司区医師会規則の目的

門司区医師会の全職員は、この「門司区医師会規則」および「個人情報の保護に関する法律」、「同施行令」、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」にもとづき、利用者とその関係者(以下、「利用者等」という)に関する個人情報を適切に取り扱い、利用者等から信頼される組織であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。

1 - 2 他の門司区医師会規則等との関係

門司区医師会における患者の個人情報の取り扱いに際しては、この規則のほか、 日本医師会「診療情報の提供に関する指針」ならびに厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」をも適用されるものとする。

1 - 3 守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、門司区医師会の従業者として、職務上知り得た利用者の個人情報を、適当な事由なく第三者に漏らしてはならない。 門司区医師会を退職した後においても同様とする。

すべての職員は、この義務を遵守することを書面によって誓約しなくてはならない(書式(1))。

2 用語の定義

2-1 用語の定義

この「門司区医師会規則」で使う用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)個人情報

生存する利用者等の個人を特定することができる情報のすべて。氏名、 生年月日、住所等の基本的な情報から、既往症、診療の内容、受けた処置 の内容、検査結果、介護サービスプラン、介護サービスアセスメント、そ れらにもとづいて医療従事者及び介護従事者がなした診断・判断、評価・ 観察等までをも含む。

(2)診療記録等

診療の家庭で患者の身体状況、症状、治療等について作成または収集された書面、画像等の一切。

門司区医師会で取り扱う代表的な記録としては以下のとおり。

診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績、エックス線写真、助産録、看護記録、紹介状、処方せんの控えなど。

(3)匿名化

個人情報の一部を削除または加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすること。

匿名化された情報は個人情報としては扱われない。ただし、その情報を 主として利用する者が、他の情報と照合することによって容易に特定の個 人を識別できる場合には、未だ匿名化は不十分である。

(4)職員

門司区医師会の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。

門司区医師会と業務委託契約を締結する事業者に雇用され門司区医師会から委託された業務に従事する者については、委託先事業者においてこの「門司区医師会規則」に準じた取り扱いを定め、管理するものとする。

(5)開示

利用者本人または別に定める関係者に対して、これらの者が門司区医師会の保有する利用者本人に関する情報を自ら確認するために、利用者本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面で示すこと。書面として記録されている情報を開示する場合には、そのコピーを交付することとする。

3 個人情報の取得

3-1 利用目的の通知

職員は、利用者から個人情報を取得する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ、患者に通知しなくてはならな

い。ただし、利用時に通常の診療の範囲内での利用目的、第三者提供の内容を通知する場合には、門司区医師会掲示および利用開始時受付において説明文書を交付することをもって代えることができる。

3-2 利用目的の変更

前項の手順にしたがっていったん特定した利用目的を後に変更する場合には、 改めて利用者に利用目的の変更内容を通知(別紙書式)し、または門司区医師会 掲示等により公表しなくてはならない。ただし、利用目的を変更する場合には、 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのない よう留意しなくてはならない。

おしらせ

患者・利用者さんの個人情報の保護について

当医師会診療所及び介護サービス事業では、患者及び利用者さんに安心して 医療を受けていただくために、安全な医療及び介護をご提供するとともに、患 者及び利用者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

当医師会診療所及び介護サービス事業では、患者及び利用者さんの個人情報を別記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合は、改めて患者及び利用者さんからの同意をいただくことにしておりますのでご安心下さい。

個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当医師会診療所及び介護サービス事業では、患者及び利用者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点については、窓口まで お気軽にお尋ねください。

門司区医師会会長

当医師会は患者・利用者及び家族の個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当医師会は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには最新の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。 門司区医師会会長

当医師会における個人情報の利用目的

◎医療及び介護の提供
□ 当医師会での医療サービス及び介護サービスの提供
□ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
□ 他の医療機関等からの照会への回答、介護サービス事業所間のカンファレンス、サービ
ス担当者会議への資料提供
□ 患者・利用者及び家族等の診療、介護サービスのため外部の医師等の意見・助言を求め
る場合
□ 検体検査業務の委託その他の業務委託
□ ご家族等への病状及び介護状況の説明
□ その他、患者・利用者及び家族への医療及び介護サービス提供に関する利用
◎診療費請求のための事務
□ 当医師会での医療・介護保険、公費負担医療、健診業務に関する事務およびその委託
□ 審査支払機関へのレセプトの提出
□ 審査支払機関、保険者、健診事業者からの照会への回答
□ 公費負担医療及び健診事業に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
□ その他、医療・介護保険、公費負担医療及び健診事業者に関する費用請求のための利用
◎当医師会の管理運営業務
□ 会計・経理
□ 医療事故等の報告
□ 当該患者・利用者の医療・介護サービスの向上
□ その他、当医師会の管理運営業務に関する利用
◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
○医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談 又は届出等
◎医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
◎当医師会内において行われる医療実習への協力
◎当医師会内において行われる医療実習への協力◎医療の質の向上を目的とした当医師会内での症例研究

付 記

- 1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。